

既存公営住宅での住まい再建支援事業費補助金(風呂設備設置導入支援) Q&A

	質問	回答
1	復興公営住宅や公的賃貸住宅(木造仮設転用)は対象となるか。	対象となりません。石川県内の既存公営住宅(災害前からある県営・市営・町営住宅)が対象です。
2	入居の際、既に設置済みの風呂設備の入れ替えや修繕も対象となるか。	対象となりません。入居契約時点で不足している風呂設備を新たに設置する場合が対象となります。
3	浴槽のみ設置済の場合、給湯器が必要となるが補助対象となるか。	給湯器のみ対象となります。浴槽の買い替え(入替え)は対象となりません。
4	設置可能な風呂の種類はバランス釜の仕様になるのか。	公営住宅の構造上、バランス釜等の仕様となることが一般的です。個別の状況については各公営住宅の管理者までご相談ください。
5	工事代金には何が含まれるのか	入浴に必要な風呂設備本体の購入費用のほか、その設置に伴う工事費です。これは給排水接続工事等を含みますが、風呂設備と直接関係の無い浴室自体の改修(壁の補修やタイルの張り替え等)は対象外となります。
6	設置工事は自分の判断で先に発注してもよいか。	可能です。但し、本補助金の要件をご確認の上、対象世帯であることがすべて満たされているか、事前に必ず要綱等でご確認ください。設置完了後に、領収書や設置前後の写真を添えて申請いただく流れとなります。
7	風呂設備の設置費用が50万円に満たない場合は、全額補助となるのか。	補助金額は1,000円未満を切り捨てた額となります。(例：実費308,750円→補助額308,000円)
8	本補助金を活用して設置した風呂設備について、退去時には残しておいていいか。	原則ご自身で撤去いただく必要があります。詳しくは各公営住宅の管理者にご確認ください。
9	退去時の撤去費用は、補助の対象か。	対象となりません。本補助金は「設置」を支援するものであり、将来的な「撤去費用」は対象外です。公営住宅から退去の際の原状回復義務は入居契約に基づき、入居者ご自身の負担となります。
10	処分制限期間とは何か。	処分制限期間とは、補助金を受けて設置した設備を無断で譲渡したり、貸し付けるなど目的に反して使用してはならない期間を指します。年数は、各設備の耐用年数(国税庁の定める減価償却資産の耐用年数表)に準じますが、止むを得ない場合は必ず事前にご相談ください。